

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成27年 2月12日
【会社名】	株式会社大阪府食品流通センター
【英訳名】	Osaka Prefectural Food Products Distribution Center Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 西谷一彦
【本店の所在の場所】	大阪府茨木市宮島 1丁目 2番 1号
【電話番号】	072 - 636 - 2051
【事務連絡者氏名】	部長 今野聡
【最寄りの連絡場所】	大阪府茨木市宮島 1丁目 2番 1号
【電話番号】	072 - 636 - 2051
【事務連絡者氏名】	部長 今野聡
【届出の対象とした売出有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした売出金額】	入札による売出し 円 入札によらない売出し 1,823,420,000円 ブックビルディング方式による売出し 円 (注) 売出金額は、有価証券届出書提出時において未定であり、大阪府が作成する公募要項に記載される最低制限価格を仮の売出金額として表示しております。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年9月10日付をもって提出した有価証券届出書及び平成26年12月18日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、売出条件、その他この株式売出しに関し必要な事項が平成27年2月12日に決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第2 売出要項

1 売出株式

2 売出しの条件

売出しに関する特別記載事項

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第2【売出要項】

1【売出株式】

(訂正前)

種類	売出数(株)	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
-	入札方式のうち入札による売出し	-	-
普通株式	入札方式のうち入札によらない売出し	306,000	未定 注2
普通株式	同上	58,800	未定 注2、3
普通株式	同上	36,000	未定 注2、3
普通株式	同上	36,000	未定 注2、3
普通株式	同上	36,000	未定 注2、3
普通株式	同上	36,000	未定 注2、3
普通株式	同上	36,000	未定 注2、3
普通株式	同上	30,000	未定 注2、3
普通株式	同上	29,400	未定 注2、3
普通株式	同上	20,000	未定 注2、3
-	ブックビルディング方式	-	-
計(総売出株式)	-	588,200	-

- (注) 1. 平成26年9月10日から売出人である大阪府が実施する株式会社大阪府食品流通センター株式売却公募手続(以下「公募手続」といいます)において、書類審査等を経て、平成26年12月(予定)に優先交渉権者(1社或いは1グループ)を決定いたします。審査では、大阪府は、応募者に対して、売出株式についての価格提案、売出株式の取得後における株式会社大阪府食品流通センターの事業計画を提出させ、その内容を審査することにより、最も評価の高い者を優先交渉権者として選定することとしております。当該優先交渉権者は、大阪府から提供された株式会社大阪府食品流通センターに関する情報・資料について、最終的な調査・確認を行うことが可能ですが、本審査における価格提案時から株式引渡日までの期間について、その間の株式会社大阪府食品流通センターの経営実績等に基づく、価格調整は実施しません。また、調査・確認及び当該優先交渉権者と大阪府との協議が終了した後に、売出価額の総額及び売出先が決定されることとなるため、売出価額の総額及び売出先の決定時期は平成26年12月以降になります。売出価額及び売出先の決定には、大阪府議会の議決が必要となります。なお、公募手続の詳細は、「売出しに関する特別記載事項」をご覧ください。
2. 上記1.のとおり、売出価額は公募手続において、優先交渉権者からの価格提案を踏まえ、大阪府議会の議決を経て決定されることから未定となっております。なお、売出価額の総額を、公募要項に記載される最低制限価格より算出すると、1,823,420千円となります。
3. 大阪府信用農業協同組合連合会、OUGホールディングス株式会社、株式会社大水、大果大阪青果株式会社、大阪北部中央青果株式会社、全国共済農業協同組合連合会、株式会社りそな銀行、全国農業協同組合連合会については、公募手続により大阪府と協調して株式の売却を行うため、売出人となっております。
4. 株式会社大阪府食品流通センターの発行する株式はすべて譲渡制限株式であり、これを譲渡により取得するには、取締役会の承認が必要になります。

(訂正後)

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び 氏名又は名称
-	入札方式のうち入札 による売出し	-	-	-
普通株式	入札方式のうち入札 によらない売出し	306,000	1,459,620,000	大阪市中央区大手前2-1-22 大阪府
普通株式	同上	58,800	280,476,000 注2	大阪市中央区高麗橋3-3-7 大阪府信用農業協同組合連合会
普通株式	同上	36,000	171,720,000 注2	大阪市福島区野田2-13-5 OUGホールディングス株式会社
普通株式	同上	36,000	171,720,000 注2	大阪市福島区野田1-1-86 株式会社大水
普通株式	同上	36,000	171,720,000 注2	大阪市福島区野田1-1-86 大果大阪青果株式会社
普通株式	同上	36,000	171,720,000 注2	大阪府茨木市宮島1-1-1 大阪北部中央青果株式会社
普通株式	同上	30,000	143,100,000 注2	東京都千代田区平河町2-7-9 全国共済農業協同組合連合会
普通株式	同上	29,400	140,238,000 注2	大阪市中央区備後町2-2-1 株式会社りそな銀行
普通株式	同上	20,000	95,400,000 注2	東京都千代田区大手町1-3-1 全国農業協同組合連合会
-	ブックビルディング 方式	-	-	-
計(総売出株式)	-	588,200	2,805,714,000	-

(注) 1. 平成26年9月10日から売出人である大阪府が実施する株式会社大阪府食品流通センター株式売却公募手続(以下「公募手続」といいます)において、平成27年2月3日に優先交渉権者が決定され、当該優先交渉権者と大阪府の協議により、平成27年2月12日に売出価額の総額が決定し株式譲渡仮契約を締結しました。株式譲渡仮契約の締結後の平成27年2月には、大阪府議会審議が予定されており、同府議会議決後、平成27年4月1日に株式譲渡を実行します。

2. 大阪府信用農業協同組合連合会、OUGホールディングス株式会社、株式会社大水、大果大阪青果株式会社、大阪北部中央青果株式会社、全国共済農業協同組合連合会、株式会社りそな銀行、全国農業協同組合連合会については、公募手続により大阪府と協調して株式の売却を行うため、売出人となっております。

3. 株式会社大阪府食品流通センターの発行する株式はすべて譲渡制限株式であり、これを譲渡により取得するには、取締役会の承認が必要になります。

(注) 2. の全文削除及び3. 4. の番号変更

2【売出しの条件】

(訂正前)

(1)【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

売出価格 (円)	申込期間	申込単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	売出しの委託 を受けた者の 住所及び氏名 又は名称	売出しの委託 契約の内容
未定 注1	未定 注2	注3	該当事項はあ りません。	注2	該当事項はあり ません。	該当事項はあり ません。

(注) 1. 売出価格については、大阪府による公募手続を経たうえ平成26年12月以降に決定される予定でありま
す。

2. 申込期間は未定となっております。ただし、公募手続における、応募書類受付期間は平成26年10月1日
から平成26年11月28日、企画提案内容に係るプレゼンテーション審査及び優先交渉権者の決定は平成26
年12月以降を予定しております。公募審査の受付場所は、大阪府環境農林水産部流通対策室 市場グ
ループとなります。

3. 申込み単位は、588,200株です(左記申込み単位は、「売出しに関する特別記載事項 (9) 協調売
却」にありますとおり、大阪府以外の株主が所有する株式を含めた株式数です)。

(2)【ブックビルディング方式】

該当事項はありません。

(訂正後)

(1)【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

売出価格 (円)	申込期間	申込単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	売出しの委託 を受けた者の 住所及び氏名 又は名称	売出しの委託 契約の内容
4,770 注1	注2	注3	該当事項はあ りません。	注2	該当事項はあり ません。	該当事項はあり ません。

(注) 1. 平成27年2月12日に売出価額の総額が決定し株式譲渡仮契約を締結しました。

2. 申込期間は、大阪府議会議決、取締役会決議を経た、平成27年4月1日です。申込受付場所は大阪府環
境農林水産部流通対策室市場グループです。

3. 申込み単位は、588,200株です。

4. 株式受渡期日は、平成27年4月1日とします。

(2)【ブックビルディング方式】

該当事項はありません。

【売出しに関する特別記載事項】

(訂正前)

公募手続において開示される公募要項の記載内容（抜粋）は、以下のとおりであります。なお、公募要項については、大阪府（環境農林水産部流通対策室）のホームページにアップロードされるほか、大阪府環境農林水産部流通対策室 市場グループにおいても配布される予定です。

A. 公募手続の概要

株式会社大阪府食品流通センター（以下「食流センター社」という。）は、大阪府中央卸売市場付設関連食品卸売団地（以下「加工食品卸売団地」という。）の設置・管理運営を行うため、大阪府及び卸売会社、金融機関等が出資し、設立された第3セクターです。大阪府財政構造改革プラン＜案＞（平成22年10月）では、食流センター社の今後の方向性として、大阪府中央卸売市場とともに、流通構造の変化に対応した「競争力のある総合食料物流基地」をめざすため、加工・物流機能の付加を検討するなど両者の活性化をすすめながら、食流センター社の民営化に向けて取り組むこととしています。

このたび、上記方向性の実現に向けた事業計画と経営能力を有する者に、大阪府が保有する食流センター社の株式を売却するため、企画提案方式による株式売却先の公募を行います。また大阪府以外の株主についても、府と協調して、それぞれが保有する株式を全て売却することとしております。

公募手続において開示される公募要項は、大阪府が食流センター社株式の売却先を公募するにあたって、応募資格や売却条件、売却先の選定手続等、必要な事項を明らかにするものであります。

<会社概要等>

設立経緯

大阪府は、食品消費人口の増加やその地域的分布の変化、また生産流通の変化などに対応するため、昭和53年5月、北大阪地域の中央を占める茨木市南部の「北大阪流通業務団地」約98ヘクタールの一角約20ヘクタールに大阪府中央卸売市場を開設しました。

その際、加工食品の需要の伸びと将来性から、加工食品などの卸売場については、従来型の市場内附属店舗としてではなく、適正な競争の中で取引活動ができる商業団地として、大阪府中央卸売市場に隣接させて設置し、当該中央卸売市場で取扱う青果物・水産物とあいまって、両者で「総合食品供給基地」を形成することとされました。

食流センター社は、この加工食品卸売団地の経営主体として、大阪府の主導で設立されたものです。

会社概要

商号	株式会社 大阪府食品流通センター
所在地	大阪府茨木市宮島1丁目2番1号
設立年月日	昭和49年6月11日
事業内容	加工食品卸売団地の設置・管理運営
資本金	300,000千円
発行済株式数	600千株

株主構成

出資者	議決権比率(%)	持株数
大阪府	52.02	306,000
大阪府信用農業協同組合連合会	10.00	58,800
OUGホールディングス株式会社	6.12	36,000
株式会社大水	6.12	36,000
大果大阪青果株式会社	6.12	36,000
大阪北部中央青果株式会社	6.12	36,000
全国共済農業協同組合連合会	5.10	30,000
株式会社りそな銀行	5.00	29,400
全国農業協同組合連合会	3.40	20,000
株式会社大阪府食品流通センター	-	11,800
合計	100	600,000

(1) 公募売却の対象

大阪府が保有する食流センター社(発行済株式総数600,000株)の株式306,000株。

ただし、大阪府以外の株主が保有する282,200株についても、各株主により、同一時期、同一単価による売却が予定されています。

(2) 株式売却予定時期

平成27年3月以降

食流センター社株式の売却にあたっては、有価証券届出書の効力発生後、大阪府は目論見書を交付し、その後株式譲渡仮契約を締結します。さらに「議会の議決を要する契約、財産の取得及び処分並びに重要な公の施設に関する条例(昭和39年大阪府条例第13号)」第4条の規定に基づき、大阪府議会の議決が必要となるため、大阪府議会平成27年2月定例会(予定)において議決を得た後、平成27年3月以降に本件株式売却を実行いたします。

(3) 公募開始日

平成26年9月10日(水)

(4) 公募審査

大阪府は、本件公募の手続きの透明性及び公平性を担保するために、本件公募に係る審査は、「大阪府附属機関条例(昭和27年大阪府条例第39号)」第2条の規定に基づき設置された、「株式会社大阪府食品流通センター株式売却先選定委員会」(以下「選定委員会」という。)により行われます。大阪府は、選定委員会の審議等を踏まえ、優先交渉権者を決定することになります。

(5) 参加資格

公募要項に定める参加資格を満たす必要が有ります。

(6) 単独応募と共同応募

本件公募には、単独の法人又は他の法人と共同で応募することが出来ます。共同応募の場合は代表構成員を選定する必要があります。

(7) 売却の規模(最低制限価格)

食流センター株式売却価格は、大阪府以外の株主の売却分も含めて総額1,823,420千円以上(1株あたり3,100円程度)を想定しています。

(8) 売却条件

本件公募においては一定の売却条件を設定します。また、その売却条件の担保として株式譲受け後5年間は、年1回の食流センター社の運営状況等の報告を求めるとともに、違約金の設定等、売却条件の履行を担保するための条項を株式譲渡契約により定めるものとします。

(9) 協調売却

本件公募に関連して、大阪府以外の株主についても本件公募による大阪府の食流センター社株式売却先にその株式の全部を売却することを意図しており、本件応募者はこれを理解し、本件公募による売却先となった場合には、大阪府及び大阪府以外の株主の食流センター社株式の全部を同じ単価で、同時期に買い受けることを前提として、応募していただきます。

(10) 応募書類等の取扱応募書類等の公表

本件公募により食流センター社株式の売却先となった者の提案の概要については、審議結果の概要と併せて公表する場合があります。ただし、本件応募者が本件公募に関連して大阪府へ提出した応募書類等(以下「応募書類等」という。)は、本件公募実施に関する報告のため大阪府が必要と認める場合及び大阪府情報公開条例(平成11年大阪府条例第39号)に基づく場合を除き、本件応募者の許可を得なければ公表しないものとします。

応募書類等の返却

本件応募者から大阪府に提出された応募書類等は返却しないものとします。

著作権

応募書類の著作権は大阪府に属するものとします。

(11) 費用負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(12) 担保責任

大阪府は、下記の事項に係る担保責任を除き、担保責任を負いません。なお、大阪府以外の株主も同様の取扱を予定しております。

- ・大阪府は食品流通センター社の株式（306,000株）を適法かつ有効に保有していること。
- ・大阪府が保有する食品流通センター社の株式には、担保権、譲渡の約束（本件公募手続きの応募者に対するものを除く）、譲渡の禁止その他いかなる制限又は負担がなく、当該株式を譲渡する権利を有していること。

(13) 公募の延期又は中止

大阪府は、公募開始から公募締切までの期間において、やむを得ない事情により公募を延期又は中止することがあります。この場合、応募者は、延期又は中止を起因として生じた費用・損失を大阪府に請求することは一切できません。

(14) その他

公募に関する意思疎通は原則書面（電子メールを含む）により、使用言語は日本語、応募書類等、質問回答、審査時における通貨は円、単位は計量法、日時は日本標準時とします。

B. 売却対象会社概要(1) 食流センター社概要

A. 公募手続の概要参照

(2) 食流センター社株主構成

A. 公募手続の概要参照

C. 公募スケジュール

公募開始後、株式譲渡に至るまでのスケジュールは概ね以下のとおりであります。

時期	項目
平成26年 9月10日（水）	公募開始
平成26年 9月29日（月）	説明会開催
平成26年10月 1日（水）	応募書類の提出受付開始
平成26年10月10日（金）	質問受付締切
平成26年10月20日（月）	質問回答
平成26年11月28日（金）	提案書類提出締切
平成26年12月以降	企画提案内容にかかるプレゼンテーション審査 優先交渉権者の選定 優先交渉権者による確認・調査手続き 仮契約締結 株式譲渡の承認を求める議案を府議会に提出 大阪府議会議決
平成27年 3月下旬以降	株式譲渡契約締結

D. 売却条件等

提案された事業計画について、株式譲受け後速やかにその実現に着手することを誓約していただきます。

提案された事業計画の実現を担保するため、株式譲受け後5年間は、株式の第三者への譲渡を禁止します。ただし、株式譲受け後5年を経過するまでの間においても、やむを得ない事情があり、提案された事業計画の実現に支障がないと認められるときは、あらかじめ大阪府と協議した上で、第三者に株式を譲渡することができます。

加工食品卸売団地に入居している事業者等との契約を引き継いでいただきます。

食流センター社職員の雇用労働条件を引き継いでいただきます。

食流センター社株式譲受け後5年間は毎年、提案された事業計画の進捗状況の報告をしていただきます。

食流センター社株式の取得に際しては、大阪府の保有する株式の取得に合わせ、大阪府以外の株主の保有する株式全てについて、時期及び1株当たりの単価について大阪府の保有する株式と同じ条件で各株主から取得していただきます。

E. 審査方法

審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査により行います。

選定委員会が公募要項に定める審査基準に基づき、提出された書類等を審査し、優先交渉権者を決定します。ただし、最高点の者が複数者となった場合は、選定委員会の合議により優先交渉権者を決定します。

F. 売却先の決定

(1) 優先交渉権者と次点者の関係

審査において、最も得点の高かった者を優先交渉権者とし、その次に得点の高かった者を次点者とします。

なお、優先交渉権者と株式譲渡仮契約締結に至らなかった場合には、次点者との間で契約手続を開始するものとします。

(2) 優先交渉権者への追加資料の配布

(3) 優先交渉権者による公募にあたって大阪府が提供した情報・資料についての最終的な調査・確認

(4) 株式譲渡仮契約書案の細部調整

G. クロージング手続

(1) 価格調整

応募時からクロージング(株式引渡日)までの期間について、その間の食流センター社の経営実績等に基づく、価格調整は実施しません。

(2) 株式譲渡仮契約の締結

優先交渉権者において目論見書の内容を確認後、大阪府と優先交渉権者(共同応募の場合はすべての構成員を含む。)との間で仮契約を締結します。

仮契約の締結に際しては、優先交渉権者(共同応募の場合はすべての構成員を含む。)は、大阪府暴力団排除条例(平成22年大阪府条例第58号)第11条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を大阪府へ提出することが必要となります。

(3) 株式譲渡契約の締結

株式譲渡にあたっては、食流センター社の定款の規定に基づく取締役会の承認と「議会の議決を要する契約、財産の取得及び処分並びに重要な公の施設に関する条例(昭和39年大阪府条例第13号)」第4条の規定に基づく議決が必要ですので、これらの手続を経た後に、株式譲渡契約を締結します。

(訂正後)

該当事項はありません。

(注)「売り出しに関する特別記載事項」は全文削除